

参議院地方行政委員会會議録第四十七号

(七五七)

昭和二十七年六月九日(月曜日)午後三時五十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
理事 堀 末治君
委員 岩木 哲夫君
岩沢 忠恭君
石村 幸作君
高橋進太郎君
宮田 重文君
岡本 愛祐君
館 哲二君
若木 勝蔵君
原 虎一君
吉川末次郎君

委員

衆議院議員

國務大臣

政府委員

地方財政委員
会事務局長

地方自治
政務次官

地方自治庁次長

地方自治
財政課長

事務局側

常任委員
会専門員

説明員

地方財政委員
会府県税課長

柴田 護君

武井 群嗣君

奥野 誠亮君

鈴木 俊一君

藤野 繁雄君

保君

清蒙君

岡野

野村專太郎君

吉川末次郎君

本日の會議に付した事件

○委員長の報告

○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西郷吉之助君) それでは只
今より委員會を開会いたします。

最初に一昨日、地方税法の一部を
改正する法律案につきまして修正案の
小委員會を設けまして成案を得ました
からその御報告をいたします。小委員
会におきましては主として本法案に対
する衆議院の修正部分について慎重に
審議いたしました結果、全案一致を以
て成案を得ましたので、以下その内容
を御報告いたします。

修正の第一点は、入場税に関するも
のでありまして、現行の税率を一齊に
二分の一に引下げることには異存がな
いのであります。輕減税率百分の
二十を適用するものに「雅樂の研究発
表」並びに「文化財保護法の規定による
国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然
記念物、史跡名勝天然記念物及び無形
文化財の鑑賞」を加え、「アイススケー
ト場」とありますものを「地方財政委員
会規則の定める競技場」と改め、同率を
適用するものの中から「競馬、競輪等
射撃的行為を伴う催しが行われる場所
に入場する者」を除くことといたしま
した。

次に入場税の課税免除を規定した第
七十八條中に「公民館」を加えることと
いたし、但し、その催しものが公民館

の目的に合すること及び公民館が主催
するものであることの二條件を加える
ことといたしました。

修正の第一点は、遊興飲食税に関す
るものでございます。その一つは芸者
その他これに類する者の花代を百分の
百に据え置き、旅館については一率に
百分の十にするほか、主として外客の
ホテル及び旅館における宿泊飲食で地
方財政委員会規則の定めるものを非課
税としたこととあります。

その二は、一人一回百円未満の飲食
を非課税とする修正案を「一品五十円
以下、一人一回につき百円以下」に改
めまして、更に麵類と大衆食堂を加え
ました。

その三は、衆議院修正案第二百二十四
條第三項末尾の「更正し、又は決定し
なければならぬ。」とありますものを
「更正し、又は決定することができる。」
と改めたこととあります。

その四は、会社等の寮やクラブで行
われる遊興飲食等をも課税対象とする
ことについては、現行法の第百十三條
に掲げる場所に類するものにおいて行
われる場合に限る旨を明らかにいたし
たこととあります。

修正の第三点は、電気ガス税に関す
るものでありまして、その一は、非課
税品目に、更に「ニッケル地金」と「碎
木パルプ」を加えたこととあり、その
二は、「学校、學術研究所等で直接教育
又は學術研究の用に供するもの」を非
課税としたこととあります。

修正の第四点は、事業税並びに特別

所得税に関するものでありまして、そ
の二は、事業税の非課税範囲に「旬刊
以上の新聞、学校教育、社会教育又は
學術研究の出版業で政令の定めるも
の」を加えたこととあります。その二
は、医療法人を法第七百四十六條の特
別法人に加えて税率を軽減すると共
に、医療及び齒科医療は保険医として
の保険収入を、現行保険医としての保
險収入を課税標準から除外したことと
あります。

修正の第五点は、固定資産税その他
に関するものでありまして、第一は国
鉄、専売公社、日本放送協會、電信電
話公社に対する固定資産税は非課税と
し、森林組合を含む協同組合の倉庫及
び事務所を非課税としたこととありま
す。只今の協同組合というのは、協同
組合法にいうところの各種協同組合を
いうものであります。

その二は、狩猟税の額を二千四百円に
引下げたこととあります。

以上是小委員會におきまして決定し
た修正案の内容でございます。こ
れを法文化いたしましたことは目下法制局に
おきまして、現在進行中でございます
が、なお本日相当時間を要しますと思
われますので、この点は今夜の遅くま
でかかるのでありますから、本修正案
を法文化することは委員長にお任せ願
いたいと思ひます。以上御報告いたし
ます。

○岩木哲夫君 事業税の中に學術研究
等をと、等が入つてなかつたですか。

○委員長(西郷吉之助君) 事業税のあ
れですか。

○岩木哲夫君 ええ。

○委員長(西郷吉之助君) これは學校
教育、社会教育、又は學術研究の出版
業でと、その三つに限定しましたか
ら……。

○岩木哲夫君 等は入らなかつたです
か。

○委員長(西郷吉之助君) 入りませ
ん。

○岩木哲夫君 入ることにしたのじや
なかつたですか。

○委員長(西郷吉之助君) 原案はやは
りそのほうには等を加えないで、岩木
さんが言われました電気ガス税のほう
ですね。あれは學校、學術研究所等
と、等をこれは必ず加えるということ
で、これには等を加えてございませ
んが、その事業税のほうには三つに限
つて等を加えませんでした。

○岩木哲夫君 電気ガス税の場合には
等が要らないで、事業税のほうには等
が要るのじやなかつたですか。

○委員長(西郷吉之助君) そうでなか
つたと思うのですが、電気ガス税のほ
うですね。あれは等で、こつちに
等……。

○原虎一君 私もはつきりしないので
すが、この電気ガス税のほうは地方財
政委員會規則で指定するものと、これ
が入つておりますから、やはり等があ
つたのじやないですか、電気ガス税の
ほうに等があつて、出版のほうになか
つたのかも知れませんが、その点はは

つきりしませんが、記録の証明するところだと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) これは學術研究等と、等がやはりあつたように思ひます。

○岩本哲夫君 社会教育のほうは等を入れたら誤解を生ずるからというので……

○委員長(西郷吉之助君) これは岩本委員から御指摘になりましたように、事業税の非課税の範圍に、旬刊以上の新聞、学校教育、社会教育又は學術研究の出版業と申しましたが、又は學術研究等と、「等」が入つておりました。ちよつと落しましたから訂正をいたします。なお前のほうの電氣ガス税のほうには等を入れないと、岩本さんそうでした。電氣ガス税のほうは等がない。

○岩本哲夫君 等の必要がない。地方財政委員会規則で指定いたしましたから。

○委員長(西郷吉之助君) 電氣ガス税のほうの、昨日私が学校、學術研究所等と、「等」と申しましたが、その「等」を抜いて頂きます。学校、學術研究所で直接研究の用に供するものと訂正いたします。

○堀末治君 ちよつとお尋ねしますが、今ここに表を頂きましたが、この表について参議院再修正による税額異動調というのを今頂いたのですが、ちよつと地財委のほうから御説明頂けますか。

○委員長(西郷吉之助君) よろしくございませう。御質問下さい。

○堀末治君 参議院修正による税額異動調という表を今頂いたから。

○委員長(西郷吉之助君) 数字ですね。

○堀末治君 これを一つ地財委のほうからわからないから御説明頂きたいのですが。

○委員長(西郷吉之助君) それでは今府県税課長を呼びますから、ちよつとお待ち下さい。

○岩本哲夫君 今の堀さんからのお尋ねの点を私も伺いたいと思ひますが、併せて今年度の自然増収、遊興飲食税、入場税、固定資産税事業税、その他地方税における自然増収の概算見積を御報告願ひたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) ちよつと休憩いたします。

午後四時九分休憩

午後四時十二分開会

○委員長(西郷吉之助君) それでは休憩前に引續いて再開いたします。政府委員も参りましたから、先ほどの御質問に對して説明をお願いいたします。

○政府委員(秋田保君) この修正案につきまして、我々小委員会の案をお伺いしたわけでございしますが、それに基きましてこの収入の増減を見積つたのであります。何分にも時間がございませう、資料不足等の点もあつたとして、一応の見積りをここに別表としてお出ししたわけであります。

先ず入場税につきまして、これは全体を通じて大した問題ではないと思ひますが、ただ最後の公民館の主任、この点が相当いろいろ問題を含んでおります。大きなものはあつたが、一番大きな問題ではないかと思ひます。

それから次に遊興飲食税につきま

てであります。免税点の引上げの問題につきまして、衆議院の修正を更に御修正の案が出ておるわけであります。これは、こうなりますれば相当減収が出るじやないかという感じがしてあります。一応平年度十一億七千四百万円というのを見ております。

それから次の外客ホテル等に対する課税免除という分でありまして、これは修正案につきまして、この外客のホテル、いわゆる観光ホテル、これはすべて免税になるのか或いはそこに泊りまする外人客だけになるのかちよつとわからないのであります。一応三億七千三百万円という数字を出しております。

それから次の宿泊に対する税率区分の撤廃、これが相当大きく、まあ初めの衆議院の修正でこの程度のことを條例で定めるかというところは未決定であります。けれども、一応いわゆる相當の温泉地等の旅館等も皆これに該当するといひます。やはりこれが半分に税率がなることによつて十億程度が減るじやないかという予想をしております。

それから次の所得税、法人税の決定後、これを基礎にして遊興飲食税を更正するといふ場合に、これが「しなればならない」とあるのと、この修正案のように「することができ、」する場合は問題であります。これはやはり相當法文の上から来ます。地方団体に對する感じの上から、やはり相當再更正というようなことがぶるのじやないかというようなことの感じがいたします。この二億六千三百万円というものを挙げてあります。

それから特種者税につきましては、

これは一応現在のままとしまして、税率引下げの場合、大体一億近いものが出ております。それから国鉄等の固定資産税の減免、これは初めから出してありますように、三億九千九百万円減ることになります。

それから次の農業協同組合等の固定資産税の問題、これもなかなか詳細に協同組合の固定資産というものがどれだけあるかということがはつきりいたしません。一応五億七千四百万円。それから電氣ガス税の非課税による減額、これは両者を通じて三億程度であります。

それから次の事業税及び特別所得税であります。先ず學術研究等の出版業、この分が非常に大きく影響するのじやないかと思ひます。これもなかなかこの條文の面がはつきりしておりません。で、社会教育というような言葉で表わされたい問題が、どの程度が社会教育かという問題が非常に曖昧な点があるものであります。一応ここには二億四千万程度のものを予想いたしております。

又医療法人税の引下げ、これは三億六千万円。医療等における保険収入の課税除外、これも厚生省からの大体の資料で四億程度、この程度で、あと二つは削られております。前のままであります。

合計しまして大体年間三十億、本年度十月からやるとしまして、二十二億というものが減額になる、こういう見積りを作りました次第であります。

○堀末治君 只今の説明は、そうすると、この間発表になつた本年度五十一億、平年度百三十二億というものにこの金額が加わると、どう解釈していいですか。

○政府委員(秋田保君) さうでございます。

○岡本愛祐君 ちよつと萩田君、外客ホテル等に対する課税免除というものが平年度三億七千万もあるということ、これは納得できないのであります。これは指定されたホテルに泊る人全体の宿泊飲食に對して一割に引下げるといふ意味でなく、外国から日本に遊覽に来る、その僅かな人の滞在する間の飲食宿泊料の二割から一割下げ、これだけのものですから、こんなものは一億足らずのものです。

○政府委員(秋田保君) これは修正案に書きました言葉で、外客ホテルの宿泊、こうありますので、ホテルというのは全部というのか、いわゆる、国際観光ホテルに指定されておるものは全部であります。

○岡本愛祐君 この国際観光ホテルでも日本にずっと滞在しておるものは引かない、そういうふうになつておる。一時的の旅行者だけなんだから一億もない、こう思ふのです。そのつもりでやつてもらわなければならぬ。注文ではつきりするわけです。

○岩本哲夫君 それは一億ぐらゐに減るわけですか。

それから特種者税がやはり一億も減るといふような勘定になつておりますが、これは三千六百万円から二千六百万円にしたことによつて一億も減る勘定になりますか。おかしいな。

○政府委員(秋田保君) これは現在の見積りの三分の一を減らしてあります。

○岩本哲夫君 それからその次に、公民館主催の催物で四千四百万円とありますが、こんなものはこんなに莫大に

公民館利用の入場税が減ることになり
ますか。

○説明員(柴田謙君) 公民館の主催い
たします地方の催しと言いますか、
相当利用されておるわけですね。それ
を二十五年度以降の実績等を勘案いた
しまして大体一億と見込んでおしま
す。それから徴収歩合の五九%、そうし
て滞納分の徴収歩合を五〇%と算定い
たしました。公民館について税率が半
減されておりますから、その半減され
たものを基準に入れて考えますと、現
行法の場合の九千七百万の収入に對し
まして、半減いたしました場合に四千
四百万の減があるわけですね。

○岩本哲夫君 それから免稅点の引上
げで、一品五十円以下のものに對して
四億五千万円、年間十一億ですか、
これは免稅点を五十円に引上げたなら
ばもつとこれは増収になるものと導く
のですか。これはどういふ見方です
か。

○説明員(柴田謙君) 免稅点の引上げ
の計算を申し上げますと、衆議院修正案
の場合には非課税で落ちたものが
九〇%落ちてしまつた。大体輕飲食関
係の九〇%が落ちてしまつた。そして
課税標準の捕捉が一〇〇%という見
方をしております。ところが衆議院の
修正案の場合におきますところの復活
の見方でありまして、それは衆議院
の修正案によりまして比較した
しまして、輕飲食の七〇%程度が落ち
ておる。この計算をいたしてございま
す。それで徴収歩合を、課税標準の不
足見込額をないたしまして、つかま
えられるものは大体輕飲食分の七〇%
ぐらゐが落ちて三〇%ぐらゐは確実に
つかまる、こういう計算をいたしてお

ります。それで二十七年と平年度と
違ひますのは、二十七年におきまし
ては十月から実施されるという計算に
いたしてございまして、その復活する
額が少いわけでございます。平年度は
まる／＼復活して参りますので十一
億、こういう計算になるわけでありま
す。

○岩本哲夫君 これは、こうしたこと
が新聞……一部に洩れてから、業者関
係の依然として根強い反対陳情者の実
情等をつぶさに聞けば、今役所のほう
でみておる七〇%より把握できないと
いうのはそれは逆であつて、三〇%……
丁度逆の感じに我々としておるのです
が、これはどういふわけで七〇%とみ
ているのか。実際五十円以下といつた
ものは殆んど免稅にならないという
ものばかりであつて、僅かにそうめ
ん、そばといつたような程度以外のも
のは全部かかることになりはしないか
と思ふのです。どうですか。現在の
いきさつその他の事情から見て。

○説明員(柴田謙君) 一品五十円とい
うことになりまして、五十円を上廻る
ものでも、例えば二品を一緒にして一
皿という恰好になつておつたものをわ
ざわざ二皿に分けてしまつたというや
うな、税を成るべくかからないようにす
るというやうな方法を相当講ぜられる
ということを考慮に入れて計算をいた
してございまして。

○岩本哲夫君 それは或いはそういう
やうな便法をとる業種、業態もあるか
も知れませんが、それは全般的でないの
で、極く一、二の例外であらうと思ふ
のでありまして、そういうふうなもの
を、便法をとるやうなものを目標とし
て七〇%とみるのは我々はどうかと

思ひますが、それは意見に亘りますけ
れども、ちよつとその辺は意見の相違
を持つております。

それから業者の花代を百分の百にし
たならばどれほど増収になりますか。
○説明員(柴田謙君) お答えします。
二十七年で一億九千八百万、平年に
直しますと年間六億一千百万です。

○岩本哲夫君 そうするとそれだけ殖
えるわけですね。
○説明員(柴田謙君) そうですと年間六
億一千百万。二十七年は一億九千
八百万。

○岡本愛祐君 大分違ふな、ちよつと
業者の花代を百分の七十から百分の百
に引上げる、それだけで二十六年幾
ら違ひ、二十七年幾ら違ひかという
ことを岩本さんにお尋ねになつてお
う、それをさつきりしてもらいたい。
○説明員(柴田謙君) 業者の花代を衆
議院修正が百分の七十でございすか
ら、それを百分の百に復活した場合の
増加額でございすね。

○岡本愛祐君 ええ。
○説明員(柴田謙君) 二十七年が一
億九千八百万円約二億円でございま
す。二十七年の数字を基礎にいたし
まして平年度にいたしますと年間六億
一千百万円。

○岩本哲夫君 ということは……。
○説明員(柴田謙君) ということは十
月から実施する、こういう計算をいた
してございすから。

○岩本哲夫君 十月から。
○説明員(柴田謙君) はあ十月からや
るといたしまして一億九千八百万が浮
上つて来る、つまり遊興飲食税の改正
部分のものを大体十月を目標にしてや
るといふのが衆議院の案であります。

大体その線に基きまして計算いたしま
すと、二十七年は平年度分の五ヵ月
分弱になるわけですね。そういう計算を
いたしますと大体三分の一になると思
ひます。

○岩本哲夫君 それから今更正義務の
修正で二十七年三億幾らと減収にな
ると言つておるが、あの修正の要領は
決定付けられたことじやなくして、必
要に応じて適正な修正をなすべきこと
をいふゆる国民のそれ／＼の營業につ
いてもあらゆるものの自由を尊重す意
味からすることができるといふことに
したわけであつて、必要に応じては更
正義務のあることは講つておるのであ
つて、あの條文によつて、そんなに、
約四億も減るといふやうなことはちよ
つと私は合点が行かないのですが、ど
ういふわけであつて、それが言われま
すか、三億幾らも減るといふことは……。

○説明員(柴田謙君) 法文の通り各地
方団体が行なつてくれますならば、そ
の間には稅收の増減がないわけであ
りますが、できるというところになりま
すと、業者等の圧力等によりまして、
實際にはできないところが生じて参る
わけである、こういうふうな考へてお
りますので、大体税率を引下げました
場合の売上げ見込額を捕捉いたしました
場合の捕捉を大体一〇〇%、衆議院修
正の場合には一〇〇%見ておつたわけ
でございまして、それを九五%と五%

だけ落ちたわけでございます。それが
地方団体の遊興飲食税の課税の実態か
ら見まして、そういうことが起り得る
と考へたからであります。

○岩本哲夫君 これは当局と意見が違
うかも知れませんが、今私が質問いた
しました諸点を総合いたしますと、政
府が余分減収を多く見積り過ぎておる
というやうなものの總計は約十億に達
するやうな見方が生じます。従つて今
税額異動調で出しておるトータルの三
十億何がしものものは私は検討すべき実
際の事情がある、こういうやうな判
定を持たざるを得ないと思ふのであり
ます。これは意見に亘りますが、一応
そういう見解を述べておきたいと思ひ
ます。

○委員長(西郷吉之助君) 他に修正に
ついての御質疑ございせんか。
○岡本愛祐君 なおお尋ねしますが、
協同組合の固定資産税に對する課税免
除ですね、この固定資産税というのは
我々は倉庫、これは水産組合の冷蔵庫
を含んでおりません。倉庫とそれから
事務所とこれだけしか考へていないの
ですが、それだけで五億七千万も減り
ますか。

○説明員(柴田謙君) 修正案の内容が
私たちのところに正確に、正確なと申
しますか、内容の細部に亘るところが
まだ我々のほうに伝つていない点もこ
ざいますし、又急のごで資料等も間
に合わないこともございすので、こ
の協同組合の固定資産税に對します税
の計算に當りましては、倉庫と事務所
を全部入れて計算してございす。ただ
実態から申しますと、評価の問題を勘
定に入れますと、五億ではまだ低いの
ではないかというやうな感じがいたし
ますが、大体現在手許にあります資料
だけで五億程度、こういうやうに計算
した次第であります。

○岩本哲夫君 それから次にお尋ねし
たいことは、本年度自然増収と見られる
もの、或いは自然減収と見られるもの

があるかも知れませんが、この辺を一応概略説明をしてみたい。

○説明員(柴田 謙) 法人事業税の昨年度の自然増と申しますか、地方財政計画に見込みました数字よりか、オーバーするものは大体百億見当のものがあるのではないかと考えておりますが、これがどういふ数字が出て参りますか、現在のところまだはつきりと計算が現われておりません。併しなから本年度の数字の八百六十億という事業税の積算の基礎になりました数字は、昨年度の九月決算を基礎にして計算しておりますが、まだ三月決算の報告は明らかにされませんので、どのくらいその数字が狂いが生ずるかということとはわかりません。ただ現在のところではその数字より法人の収益は相当下廻つておりますので、今回の八百六十億という事業税の課税収入見込み額は少し過大見積りということになるのではないかと、いふような気持はいたしております。地方団体の徴収の実際は、この間お話し申し上げましたように、遊興飲食税と入場税の徴収状況が余りよくありませんので、その法人の事業税について生ずると考えられますところの自然増収額といふものはその方面に廻つて来るのじやないかということが考えられますが、一つ、もう一つは法人事業税の大体の大きな収入は、東京大阪等の平衡交付金の不足団体のところに入つて参りますから、結局一般の、仮に二十六年の自然増収額が約百億近い数字が出るというとして、結局一般の地方団体のところ、平衡交付金の参ります地方団体のところに入ります。法人事業税の額といふものは三、四十億のものじやなから

うか、そういったしますと、これは遊興飲食税の徴収不足によりますところの地方財政計画額の不足の穴があいた分にそれが使われてしまふ。又二十六年に生じた地方財政の穴、これを吸収するにも十分でないということになりまして、昭和二十六年におきまして生ずるかも知れない約百億近い法人事業税といふものは、結局二十七年にプラスになるものじやないといふふうに現在のところ考えております。

○岩本 賢夫 ほか遊興飲食税、入場税、それから電気ガス税、市町村民税等についての説明も承わりたいと思ひます。

○説明員(柴田 謙) この修正後の計数を衆議院修正それから参議院で更に修正されましたあとの税目別の異動の概算でございますが、計算いたしましたところでは、事業税及び特別所得税が昭和二十六年の七百三十五億九千三百萬という数字に對しまして、二十七年が八百七十五億五千六百萬、なされたのですか。

○説明員(柴田 謙) そうです。但し今申し上げましたのは若干減るようなところがあるわけでありまして、入場税が百八十三億五千……。

○岩本 賢夫 ちよつと待つて下さい、二十六年は。

○説明員(柴田 謙) 百八十三億五千九百萬、二十七年が百八十六億六千六百萬、遊興飲食税が百五十一億四千四百萬、これに對しまして修正後は百四十八億六千八百萬、自動車税が二十億二千七百萬に對しまして修正後は二十三億九千七百萬、それから市町村

税のほうの主な税目を申し上げます、市町村民税が二十六年が六百三十億五千萬、これに對しまして二十七年が七百二十八億三千二百萬、固定資産税が五百七十三億七千萬に對しまして七百三十三億七千萬、電気ガス税が百三億八千六百萬に對しまして百四十四億一千九百萬、なおこの数字は電気料金の値上げの計算を入れますと、約十億ばかり増えると思ひます。それで大体粗いところで申しまして、府県税総体が、府県税の法定税目だけでございまして、法定税目だけの総体が二十六年が千十億に對しまして、二十七年が大体千二百五十億、それから市町村税関係では千三百九十五億の二十六年の計画に對しまして、二十七年が千六百四億といふことになるわけでございます。

○説明員(柴田 謙) この修正後の計数を衆議院修正それから参議院で更に修正されましたあとの税目別の異動の概算でございますが、計算いたしましたところでは、事業税及び特別所得税が昭和二十六年の七百三十五億九千三百萬という数字に對しまして、二十七年が八百七十五億五千六百萬、なされたのですか。

○岩本 賢夫 ちよつと待つて下さい、二十六年は。

○説明員(柴田 謙) 百八十三億五千九百萬、二十七年が百八十六億六千六百萬、遊興飲食税が百五十一億四千四百萬、これに對しまして修正後は百四十八億六千八百萬、自動車税が二十億二千七百萬に對しまして修正後は二十三億九千七百萬、それから市町村

税のほうの主な税目を申し上げます、市町村民税が二十六年が六百三十億五千萬、これに對しまして二十七年が七百二十八億三千二百萬、固定資産税が五百七十三億七千萬に對しまして七百三十三億七千萬、電気ガス税が百三億八千六百萬に對しまして百四十四億一千九百萬、なおこの数字は電気料金の値上げの計算を入れますと、約十億ばかり増えると思ひます。それで大体粗いところで申しまして、府県税総体が、府県税の法定税目だけでございまして、法定税目だけの総体が二十六年が千十億に對しまして、二十七年が大体千二百五十億、それから市町村税関係では千三百九十五億の二十六年の計画に對しまして、二十七年が千六百四億といふことになるわけでございます。

税につきましては、三月決算の状況が克明になりませんと本年度の下半期においてどういふような税率の変化があるといふことが出て参りません。個人所得税の決定は、一応大体税率のほうで決定されたといふことはその通りでございますが、その全般的な計数がまだ集つておりません。従ひましてそういう重要なデータにつきましては二十七年の計画に實際はどうなるかといふことはまだ計算することができない状態でございますが、そういう御質問でございまして、計数的にその間の差異と申しますか、差同といふことを申し上げることはできないのであります。ただ大体の傾向を申し上げますと、二十七年の今までのわかつております二十七年の三月決算の法人の状況は地方財政計画を樹立いたしました当時の数字に比較いたしまして落ちておる。だから法人事業税を含めまして事業税の八百六十億という数字はやや高きに過ぎたのじやないかという気がいたしました。まして、財政計画自体としては非常に心配いたしております。

○岩本 賢夫 今この数字は二十六年度ですか。今おつしやつた数字は二十六年度の状況ですか。

○説明員(柴田 謙) 今私が岩本さんの御質問にお答えしまして御説明申し上げましたのは二十六年と二十七年の比較でございますが、それは計画上の比較でございます。二十七年の實際の見積りと申しますか、二十七年の計画に對する修正と申しますか、その数字はまだ出て来ないのでござい

○岩本 賢夫 法人税の収入がもつと薄くなるだろうと言われるのは二十六年

○説明員(柴田 謙) それは先ほどちよつと申し上げましたように三月の法人

税のほうの主な税目を申し上げます、市町村民税が二十六年が六百三十億五千萬、これに對しまして二十七年が七百二十八億三千二百萬、固定資産税が五百七十三億七千萬に對しまして七百三十三億七千萬、電気ガス税が百三億八千六百萬に對しまして百四十四億一千九百萬、なおこの数字は電気料金の値上げの計算を入れますと、約十億ばかり増えると思ひます。それで大体粗いところで申しまして、府県税総体が、府県税の法定税目だけでございまして、法定税目だけの総体が二十六年が千十億に對しまして、二十七年が大体千二百五十億、それから市町村税関係では千三百九十五億の二十六年の計画に對しまして、二十七年が千六百四億といふことになるわけでございます。

○岩本 賢夫 ちよつと待つて下さい、二十六年は。

○説明員(柴田 謙) 百八十三億五千九百萬、二十七年が百八十六億六千六百萬、遊興飲食税が百五十一億四千四百萬、これに對しまして修正後は百四十八億六千八百萬、自動車税が二十億二千七百萬に對しまして修正後は二十三億九千七百萬、それから市町村

税のほうの主な税目を申し上げます、市町村民税が二十六年が六百三十億五千萬、これに對しまして二十七年が七百二十八億三千二百萬、固定資産税が五百七十三億七千萬に對しまして七百三十三億七千萬、電気ガス税が百三億八千六百萬に對しまして百四十四億一千九百萬、なおこの数字は電気料金の値上げの計算を入れますと、約十億ばかり増えると思ひます。それで大体粗いところで申しまして、府県税総体が、府県税の法定税目だけでございまして、法定税目だけの総体が二十六年が千十億に對しまして、二十七年が大体千二百五十億、それから市町村税関係では千三百九十五億の二十六年の計画に對しまして、二十七年が千六百四億といふことになるわけでございます。

税につきましては、三月決算の状況が克明になりませんと本年度の下半期においてどういふような税率の変化があるといふことが出て参りません。個人所得税の決定は、一応大体税率のほうで決定されたといふことはその通りでございますが、その全般的な計数がまだ集つておりません。従ひましてそういう重要なデータにつきましては二十七年の計画に實際はどうなるかといふことはまだ計算することができない状態でございますが、そういう御質問でございまして、計数的にその間の差異と申しますか、差同といふことを申し上げることはできないのであります。ただ大体の傾向を申し上げますと、二十七年の今までのわかつております二十七年の三月決算の法人の状況は地方財政計画を樹立いたしました当時の数字に比較いたしまして落ちておる。だから法人事業税を含めまして事業税の八百六十億という数字はやや高きに過ぎたのじやないかという気がいたしました。まして、財政計画自体としては非常に心配いたしております。

○岩本 賢夫 今この数字は二十六年度ですか。今おつしやつた数字は二十六年度の状況ですか。

○説明員(柴田 謙) 今私が岩本さんの御質問にお答えしまして御説明申し上げましたのは二十六年と二十七年の比較でございますが、それは計画上の比較でございます。二十七年の實際の見積りと申しますか、二十七年の計画に對する修正と申しますか、その数字はまだ出て来ないのでござい

昭和二十七年で言うならば、**税収**というものはそう異動がない、或いは若干見増増があつた、こういう見方を更に結論的に言うならば、ここで昭和二十七年度に仮に衆議院の修正を入れて五、六十億のものが減るとするならば、今のような見積りならば、いわゆる見積りの違いからの増加というものは殆んど見られないから、結論的に言うならば、今の状態ならばこの分だけには平衡交付金の増額なり、何なり、そ

ういう措置でなければこれらの税収入の減というものは賄えないと、こゝう結論になるのでしようかどうか、そ

○政府委員（萩田保君） 今高橋さんの御質問の通りに考えております。

○岡本愛祐君　もう一つ、これは必ず殖えると思うのですが、つまり府県税の自動車税について聞きたい。過般独

立になりまして、そうして外人の自動車は皆かかることになりました。東京だけでも二十七年の自動車の収入が

四、五億増すのではないかと言われております。日本中とすれば大変な額だろうと思ひます。どのくらい二十七年

度において予定されたものより増すか、それを承わつておきたいと思ひます。

○説明員(柴田肇君) この臨時特例法によります自動車税の増でございます
が、これは大体一万八千台、これを乗

用車の税率を出しますと、大体二億三千九百万円の増と考えております。それで当初二十六年度におきます自動車

税の見込は大体二十億でございますが、二十七年度の当初の計画で二十六年度の暮の全国の自動車の実数を使いま

して計算いたしましたものが二十一億

五千七百万円であります。それに臨時特例法により増入をしまして、大体現在では二十七年におきましては二十三億九千七百万の収入が見られると考えております。ただ特例法関係により増入する税収入増減は、自動車税は増入しますが、司令部関係の軍隊の宿舎等に対して電気ガス税がそれに課税されないということになりまして、この方面で三億二千二百万ほどの減収が見られますので、差引そう増えない、一応地方税としてはそう増えないということになります。

○岩本哲夫君 ちよつと一つ私繰返しますが、二十六年に比して二十七年は過大見積りだから、どうもその通り成績は上らなかつたようなお話であります。入場税に一例をとれば、二十六年は百八十三億見積つたものを今年度は百八十六億で僅か三億の差しか見積つておられない、又遊興飲食税については二十六年で百五十一億見たものを本年で百四十八億と減収したことが見えない、それから電気ガス税のことは殆んど増収を見てない、これはまあ税金が上るのでありまして、そういう点から見てもちよつと合点が行かないのですが、どういふことでしょうか。

○説明員(衆議院) 先ほど私が申し上げました二十七年の数字と申しますのは、税率を半減したという場合、而もその半減した税率の実施を十月一日からやる、こういう仮定の下におきまして数字でございます。現行の制度そのまゝをいいます場合には、入場税は二十七年は二百十億見ております。二十六年は百八十三億に對しまして、約三十億近い増になりまして、遊興飲食税につきましては百七十九億

見ておりまして、二十六年の計画に對しましては約二十九億、これも約三十億近い数字の増を考えております。○岩本哲夫君 ところで一つ重ねてお尋ねしたいのは、先ほど衆議院が説明されたところによれば、二十六年と對比して二十七年は衆議院の修正案を繰込んだ収入予想をずつと並べたと思ふのであります。その二十六年の案情と、二十七年で衆議院の修正案を繰込んだところとの差引きで三百四十八億のお増収だ、併し増収の割合にして予算を組んでおられるけれども、その予算を組んだ増収分は幾らでありますか。

○説明員(衆議院) 四百二十億でございます。○岩本哲夫君 そうすると、二十六年に對して四百二十億四十七年度は余計増収を組んだところが、今度修正案によつて三百四十八億しか増収にならないから、差引八十億足らず減収と、こういうことになるわけですね。重ねてお伺いいたします。

○説明員(衆議院) 衆議院の修正並びに参議院の修正を入れますと、大体それに近い数字になっております。○岩本哲夫君 それは電気ガス税がなお十億もこれから増えるだろうというようにも、我々の見方がさうでありますけれども、仮に当局がさうである増収、なおこれから増収するであろうというのをに入れておられるのか、入れておられるのか。いずれにしても衆議院の今回修正せんとするものを計算いたしますと、まあ七十億乃至八十億赤字が出て来ると、こういうことになるのであります。当初私が衆議院の修正案で百三十三億、参議院の修正案で二

十億内外、合計百五十億程度赤字が出るのが私が申し上げたのは、私の申し上げたのが間違ひであつて、衆議院、参議院の修正点を全部総合計算すれば、差引七、八十億の赤字が生ずる、さう考へてよろしいのでありますか。

○説明員(衆議院) ちよつと面倒な問題があるものであります。衆議院の修正案を考へて、本年度政府が計画いたしました地方財政計画上の税収入との比較で、本年度におきまして百五十億、それから二十七年、本年度十月から入場税、遊興飲食税、電気ガス税の改正をやる、実施すると、さういふ計算の下に大体七、八十億、さういふことになるのです。

○岡本愛祐君 私どもが頂いておる二十七年地方税収入見込額の算定基礎、それを讀んで私今質問をするのですが、入場税、今例に出されておる入場税と遊興飲食税、それについて数字的根拠を基いて御説明をお願いしたい。

○説明員(衆議院) 入場税でも遊興飲食税でも、二十七年の収入見込額というものは、昭和二十五年の調定実績を基礎としてある。さういふふうにして書いてある。さうしてそのときには、二十六年の実績というものはわからなかつた。併し今ではもうわかつておるだろうと思ひます。つまり二十五年の調定実績は百三十九億四角がし、さういふふうになつてある。それから二十六年の調定実績はどうか。さうすれば大体二十七年の増加もわかつて来る、さういふふうになつておるか。二十六年の調定実績、入場税並びに遊興飲食税について、もう三月だから大分わかつておるだろうと思ひます。

○説明員(衆議院) 入場税は三月末の調定実績で百八十五億、遊興飲食税は百二十五億であります。○岡本愛祐君 衆議院のほうにおきまして修正をされたけれども、財源的問題が考へてない。さうして結局その結果困つて、入場税と遊興飲食税並びに電気ガス税の非課税の実施の日を未定にしてある、さうですね。併しこの委員会としては、大体さういふ同院の修正によつてどれだけ減税になり、又その減税をどういふふうにして財源的問題を考へて、さうして地方公共団体に迷惑をかけることはないだろうかといふことをもつて検討しなければならぬ。

○高橋達太郎君 岡本さんのその要求に對して、なおその中で平衡交付金の影響のない都市と、それから平衡交付金に響いて来る所があると思ひます。若しさういふ仕分けができますならば、その点も一つ御考慮を願つておきたいと思ひます。

○岩本哲夫君 岡野國務大臣にお尋ねしますが、衆議院において修正された点及び参議院において修正された点は、独立後日本の国民生活及び生産拡大の発展及び民生安定、諸般の点を総合的に衆議院及び参議院において慎重審議の結果、この修正は妥當なりとの

見解に基いて態度を明らかにされるわけでありまして、ここにおいて實際どれほどの結果財政赤字が生ずるか、は、多少地財委の言ひ意見と我々の言ひ意見とは食違ひがあるし、大いに納得しがたいものがあります。併しこれは今岡本さんの言われるような資料その他の財源の措置については、衆議院側でも論議された平衡交付金の増額乃至は酒、煙草等の消費還付税的な措置その他の他においてこれを補充すべきであるの見解を述べたと承知いたしておるのであります。その点は恐らく参議院においても同様の見解を持ち、又二十七年度が当初見積りより減収が生ずるであろうという見方については、実は今私は重ねて申し上げておる通り、納得しがたい点があります。仮にこれが地財委当局の言ひ通りであつても、その程度は微弱なものであると思ひます。結局照し詰れば、平衡交付金の増額或いは酒、煙草等の消費還付税においてこの欠陥を補充すべき、或いはその他の方法において欠陥を補充すべきものと思はれるのであります。ただ地方の財政赤字が多いから独立後の善政を布かないといふわけには行かない、やはり善政は善政として、これらは総合的に解決すべき問題である。併せてこれは地方制度調査会等において、税種、税目の排列の問題その他、或いは自治体のあり方等についても総合的に解決すべき問題であろうと我々は思つておるのであります。衆議院において、さうした修正案が衆議院から、殆んど全與黨を通じて一致してこの修正は決定せられる

という段階に際しまして、政府としてはどういふこれらの欠陥に対して処置をとらうとされますか、或いはこうした国会において処置されたことに對して、政府はこの趣旨にどのようにならうて善処せんとするのであるか、見解を承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清義君) 答へ申上げます。先づ第一に一応申開きをしておきたいことは、二十七年の増収見込額について納得がでないというようなお言葉がありました、併しこれは當時被占領下でございまして、我々が正確に見たものと、又占領軍のほうで見ました意見と食違ひがございまして、我々としてはむしろ増収額につきましては、もう少し下目に見るべきものという意見を地財委も持つていますし、私も持つておつたのであります。併しなごらう／＼な事情によりまして、只今事務當局から申述べましたように、二十六年に比して四百二十億ぐらゐな増収見込を立てて地方財政計画をしたのでございまして、その見積りの當時、すでに我々の立場といたしましては、少し見積増が多過ぎたという感じを持つておりました。ところが先ほど饒々事務當局から申述べました通りに、その後財界の情勢が變つて参りました、それほど増収がとれない、こういふやうな実情に陥つておる次第でございまして、そのときに際しまして、成るほど善政でございまして、その善政を布くために衆参両院においてこういふことをやつたほうがいだらうというところで、国家の最高機関たる国会がおきめ下さるについて、我々は何ら口を差込む筋ではございせんけれども、すでに実情といたしまして、この七千五

億円の地方財政そのものについて減税がなくても、我々は今後如何にして地方財政の辻褄を合して行こうかということに對して苦慮いたしておりますときに、税源の措置がでないで減税をされるというに對しては、我々としては甚だ遺憾に感ずる次第でございまして、でございまして、無論私の立場といたしましては、この減税といふものは、この財政基礎の裏付けがでないければ実行いたしかねるという実情でございまして、でございまして、若しこれが國家の最高機関であるところの国会において全員一致してお通しになつたということになれば、政府といたしましては、これは何とか財源措置をしなければならぬ、こういふ考えは持つております。又當然の義務でございまして、併し、只今のところはまだこれを平衡交付金として行くか、税収を如何にして補うかという結論を得ておりませんし、こういふことが衆議院で通りましたものですから、大蔵大臣とも相談いたしまして、何とか財源措置をいたしたいと思つて、その方向には進んでおりますけれども、まだ成案を得ていない次第でございまして。

○委員長(西郷吉之助君) それでは本日は税法はこの程度にいたしまして、明日日本文ができ次第明日の午後再開いたしますと思ひますが、本日はこれに引続きまして……

○岡本愛祐君 小委員会で大體の検討をし、結論を出した結果について、本委員会の各員各位にお諮りを願ひたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 小委員会の成案につき御報告申上げましたが、あれにつきまして本委員会で皆さんの御

同意を得たいと思ひますが、全員御同意と認めまして御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないものと決定いたします。

○高橋達太郎君 ちよつとお伺ひいたします。先ほどから問題になつております財源措置について、これは明日改めていたしますか、それとしますと、要するに財源措置について見通しができないということになると、この結論がよくてもあれだと思ふのですが、その点はどうかの思ふところですか。

○岩本哲夫君 これは私がその点について岡野國務大臣に御見解を尋ねたわけでありまして、岡野國務大臣は國家の最高機関で、衆参ともさういふことが決定するといふのならば、政府としてはその財源措置をしなければならぬことは當然であつて、何とかいたしたいと考へておる、こういふ御答弁が御ありますから、国会で定められたものについては、政府も今岡野國務大臣の御答弁で示すこと、何とかいたしたいといふ熱意を表現しておることでありまして、財源の問題については或いは政府或いは国会が協力してこれに對処するといふのが今の段階としては筋だつたらうと思ひます。

○高橋達太郎君 先ほどの御質問から言へば、この財源措置については一応あと資料の提供をしてもらつて、それについて更に政府に質して、そうしてこれはきめるといふように私は了解したのでありますが、それはさうじやないのですか。

○岡本愛祐君 高橋さんから非常に御念の入つた御質問ですが、若し財源措

置がこの委員会でできないときには、小委員会でできた案はこの本委員会においては納得したいといふことになりまして、つまりその意味は小委員会において衆議院の修正の足りないところ、又行き過ぎであるところをいろいろ検討し、その点について再修正をしたわけでありまして、その根本である衆議院の修正案においても財源措置は残念ながらしてない、それに少し輪をかけて、今度の当委員会の小委員会における決定案におきましては財源措置を要することになるのであります。それが、我々も責任を感じるから今までのやうな検討を財源措置について来たわけでありまして、併し何分衆議院のほうには、平年度において百三十億といふやうに非常に大きな修正でありまして、なか／＼この財源措置はこの委員会がでないと思ふのです。だから若しこの財源措置がでないければ、本委員会としてはさういふ修正は出されぬ、さういふ見地にお立ちになるのかどうか、それをお伺ひいたしたいと思ひます。

○高橋達太郎君 それは数字を見て、その財源措置がなくともこの案を認め、さういふことについては、我々の党としてはまだ詰つていないわけでありまして、従つて財源措置が全然ないが、併しながらそれはそれで強行するのだといふのならばそれなりに党に諮つて、さうして御返事をしたいと思ふのであります。併し私は先ほどから岡本さんなり、岩本さんなりの御答からしますと、大體明日資料を頂戴して、さうしてその財源措置について政府の見解を質して、さうしておき

ますが、その点は先ほどのあれから見て、その点については何も關係なく、一応それじや財源措置とは切離してこの案をきめようと思はれるわけなんです、その見解をお伺ひしたい。

○岡本愛祐君 ちよつと速記をとめて頂きたい。

○委員長(西郷吉之助君) 速記をとめて……

○委員長(西郷吉之助君) 速記を初め

○厚虎一君 これは私も財源措置を我々で考へるということは一つの政治的責任を感じるからでありまして、この税に對する問題につきましては、岡野國務大臣も本日御答弁があり、この以前から成るべく平衡交付金によらなければ國民の直接影響のない方面の財源も考へる方法はないでもないという御答弁もたび／＼聞いて記憶いたしておりました。従ひまして財源の問題については各派の意見の一致がないときには、これが御破算になるというやうなことは我々は毛頭考へていないのであります。どうかさういふ建前で政治的責任を感じて、明日財源の問題を検討する。例へば地財委の考へる財源が我々の了解できるものか、さうでなくして他に我々の意見で財源を見出して地財委の意見を聞くといふ、さういふ形において一応検討するといふ意味に私は解しております、これが財源措置が全然見通しが付かないといふ場合を假定いたしましたも、この案が御破算になるとは初めから考へていない。今私が申したやうな見地から衆議院の修正案を御検討して、衆議院で小委員会が修正し、衆議院の責任ある委

員の意向も聞いた上でこうなつたというのを御了解願いたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) お諮りいたしますが、先ほど小委員会の成案について本委員会の御同意について諮りましたが、その後いろいろ御意見がございましたから、改めて先ほど御報告をいたしました小委員会の成案は、一応先ほど来の御意見にもある通り、その財源措置と切離しまして、成案は皆さんがたに全会一致で御了承を得るものと考へまして御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないものと認めます。では明日この法案の賛否を執行し、採決をいたしまして、本日は引續いて地方自治法の一部を改正する法律案の衆議院の修正点につきまして、衆議院議員野村専太郎君より御説明を求めます。

○衆議院議員(野村専太郎君) 只今御審議中の地方自治法の一部を改正する法律案に対して、衆議院が加えました修正について便宜からその理由を申述べたいと存じます。

政府が今回の改正案を提案いたしましたのは、新憲法と共に地方自治法が施行せられてから満五年、時あたかも我が国の独立の機に際会いたしましたので、ここに従来の地方自治の実績と将来の情勢とに深く思いをいたし、その根本的、全面的改革は他日に期するとするも、この際できる限りの一応の改正をしようとするものでありますので、その内容は多くの重要問題を含んでおり、なお考慮を要するもののあることは各位の御承知のことと存じます。従ひまして改正事項のうち、なお

十分な検討を加える必要があると認められますものは今後の研究調査を待つてその結論を将来に期することとして見送り、又改正の結果、法の実施、運用において支障があり、或いは問題となる懸念のあるもの、又は現在の実際との間に調整を図る必要があると認められますものは、政府の改正提案の趣旨は尊重しつつも、これに適當なる修正を施そうとするものであります。

先ず修正の第一点は地方議会に関するものであります。議員定数の基準に関する第九十條、第九十一條の改正規定を改め、議員定数は現行通りとする。但し都道府県議員については、市町村議員におけるのと同じように、條例を以て特にこれを減少することができるよう改めるのであります。議員定数については、これを半減するといふような地方行政調査委員会の勧告の線もあり、改正原案はおおむね戦前の定数を目標といたしてあります。議員定数の増減は民主政治の中核たる議會制度の重要な問題であり、現在の地方議員の任期はなお三年を余してありますので急を要することではな

く、問題の重要性に鑑み、将来の研究に任す意味においてこの際は一応見送らうとするものであります。次に議會の運営に關しましては、第一百一條の改正部分を削り、第一百二條の改正部分を改めて現行通り定例会制度を存続することとし、ただ現行法が「定例会は、毎年六回以上これを招集しなければならぬ。」こととなつていないのを「毎年四回招集しなければならぬ。」ことに、改めるのであります。これは申すまでもなく議會活動の機会を十分に法律上保障すると共に、實際

面との調和を図り、かねて運営の簡素化に資せんとするものであります。

なお第二百三十四條第一項に後段を加へ、「普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第五十五條の市、即ち五大市にあつては、三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議會に提出するようになければならぬ。」とするのであります。これは政府の改正案が、通常會と臨時會の制度をとり、通常會は、毎年二月又は三月にこれを招集しなければならぬこととしようとしていたのを、この修正案は現行通り定例会制度をとることにいたしました。關係上、年度予算を付議すべき議會の招集の時期の調整を図らうとするものであります。

修正の第二点は都道府県の事務分掌のための部局に関するものであります。即ち第五十八條の改正規定を改めて、都の置くべきものの中に更に「主税局」、「港務局」の二つを加へ、道及び人口二百五十万以上の府の置くべきものの中に、「建築部」を加へるよう修正するものであります。これは東京府における税務行政及び港務行政の規模及びその特殊性に考慮を拂うと共に、大府県における住宅及び建築行政の重要性に鑑み、その行政の円滑なる処理に對処せんとするものであります。

修正の第三点は特別市に関するものであります。先ず第二百七十一條は第四項中「法律又は政令」とあるを「法律又はこれに基く政令」と改正する部分のほかの改正はこれを削除し、第二百七十三條第一項の改正規定に必要な修正を施すと共に、第二百七十六條の

改正に關する部分を削つて、特別市の行政区の区長は現行通り公選とし、選挙管理委員會は存置することとするのであります。その理由は、實際に徴しその必要が認められるからであります。

修正の第四点は特別区に関するものであります。先ず第二百八十一條第一項の改正規定を「都の区は、これを特別区という。」に改め、特別区の性格に変化を與えるような印象を避けることとすると共に、特別区の行うべき事務については、区民に身近なものは成るべく区に行わせるべきでありますから、すでに現在区で行なつていた事務は今後引續き行なへることが妥當と考へられますので、第二百八十一條第二項の改正規定の特別区の行うべき公共事務及び行政事務を法定したものの中に更に診療所、小売市場、共同作業場を設置し及び管理することを加へるよう修正しようとするのであります。

次に特別区の区長の任命制の問題は最も論議の対象となつたところであり、法理上も實際上も影響するところが多々あると思ひます。政府の改正案が大都市行政の一元化に大いなる考慮を拂ひ、兼ねて行政の簡素合理化を図らうとすることはよくわかるのであります。一面従来の沿革や實際面をも併せ考へるとき、両面の調整を図り、行政の統一、簡素化と住民の意思及び議會政治との調和点を見出すことが必要と考えられますので、改正案が、第二百八十一條の二で、特別区の区長は都知事が議會の同意を得て選任することになつてゐるのを、特別区の区長は都知事の同意を得て區議會がこれを選任することに改めるのであります。なおこれ

に關連して、現在区長の職にあるものはこの改正の規定にかかわらず、その任期中はなお従前の例によつて在職するものといたそうとするものであります。この経過規定は附則において定めるものであります。

次に特別区の財政に關連する事項であります。従来、ともすれば区の処理すべき事務に要する經費の財源について都と区との間に円滑な欠いたような傾向がありましたので、この際明文を以てその弊を根絶するため、第二百八十二條の改正に關する部分中特別区について「特別区の事務について特別区相互の間の調整上」に改めると共に、更に一項を附加し、区及びその機關が法律上又は委任によつて処理しなければならぬ事務を処理したり、管理したり、執行したりするため要する經費の財源については政令の定めるところにより特別区の意見を聞いて條例で都と特別区及び特別区相互間の調整上必要な措置を講じなければならぬとするのであります。

最後に、特別区について現になされてゐる競馬法第一條の指定は引續きその効力を有することを附則で定めようとするのであります。以上が修正案の内容であります。何とぞ御審議の上御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(西郷吉之助君) 以上を以ちまして野村専太郎君の説明を終ります。が、この際今の衆議院の修正案に対して御質疑がございましたらお願いいたします。

○岡本愛祐君 修正案はまだ頂いておりませんが、質問もできないのであります。従ひまして承つておきたいの

は、特別市の改正條項ですね、それはどういふことを意味しているのですか、ちよつとわかりにくかつたのですが、特別市に関する改正ですね。

○衆議院議員(野村專太郎君) 特別市に関することは一応現在の状況に應じておりますので、修正案といひましたは、五大都市の選挙管理委員をやはり現行法通りに置く、或いは区長を公選制に現行法通りにすると、そういうことに従来の現行法のままで考えてよろしいと思ひます。

○岡本愛祐君 そういたしますと、行政区の、つまり五大都市の行政区の区長が公選であつて、東京都の区長が公選でなく区会議員の選挙によるというやうなことになるのは又變なことになるですね。公選ということについてお答へ願ひます。

○衆議院議員(野村專太郎君) 今岡本さんの御質疑は御尤もであります。御承知の通り、この自治法によつての解釈と他の関係法規といろ／＼マツチしませんものですから、いろ／＼都区間に對立なり、いろ／＼な円滑を欠いたります点に對しては、大分前に岡本委員長さんの時分に、いわゆる調整に對していろ／＼御辛勞を頂いております。そこで東京の二十三特別区は市制を適用するということになつておりますが、現實は或る制限を付したいわゆる自治区でありますものですから、おのずからこの上に立つて現在の修正案がいろ／＼な今までの歴史、それから又現在の状況を勘案いたしましたして法理論は公聴会等を開きましていろ／＼阿説に對して伺ふことはできたのですが、都関係も区関係もこの修正案に同意をする見通しも付いたものですから、

一応二十三特別区に對しましては、本來は住民の直接選挙であるべきですが、公選制を含みながらいわゆる区議會の選任によつて、又都との関連性もあるものですから、東京都知事の同意を得て、而も区議會が自主的に自治区としてこれを選任しよう、こういうことがこの修正案の考え方でありまして。

○岡本愛祐君 私の言ひ方が悪かつたのですが、今特別市の修正案といひますか、改正案で、特別市といふものは今はありませんけれども、特別市ができ上つたときにその市長は公選によるというやうなことを今御説明になつたのですが、そうなるうちよつと特別区の区長を、これは地方公共団体ですから、それをそういうふうな間接選挙にして、而も特別市の区といふものはこれは行政区なんです。これを公選にするといふのと平仄が合わなくなるのではないかといふことを質問したのであります。ちよつと私が五大市と言つたから誤解が起つたのだらうと思ひますが、そういう意味であります。

○衆議院議員(野村專太郎君) 私の答弁が或いは的が外れたかも知れませんが、今の御質疑は御尤もでありまして、この特別市に関する根本的のこれに對する立法上のいろ／＼の考え方といふものは、將來なお且つこれは相當研究の課題になり、近く発足します地方制度の調査会等におきまして、このことは根本的に検討せられるであらう、この意味におきまして一応現行法に返して置こう、こういうのが衆議院の委員會のこの修正案に對する態度であります。

○岡本愛祐君 それでは又案を頂いてから質問いたしたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) それでは本日はこれにて散會いたします。
午後五時三十六分散會

六月七日日本委員會に左の事件を付託された。

一、警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案(衆)(予備審査のための付託は六月四日)
一、地方自治法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十三日)

昭和二十七年六月二十四日印刷

昭和二十七年六月二十五日発行

参議院事務局

印刷者：印刷所